

## ＜教育文化表彰推薦基準＞

推薦は、福岡県教育委員会表彰規則第2条第1項各号の一つに該当するものについて行い、候補者の選考に当たっては次の点に留意すること。

なお、過去に同規則に基づく表彰を受けた者についても、新たな表彰に値する功績等の事由がある者については推薦することができること。

また、個人を推薦する場合にあつては、令和4年8月18日以降にその職を離れ又は死亡した者についても推薦できるものであること。

### 1 第1号関係(公務災害殉職者等)

公務遂行のため死亡し、又は障害が生じた者で、その功績が顕著であると認められる者

### 2 第2号関係(教育職員)

福岡県内における公立学校の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等をいう。）として、学校教育に従事し、学校運営、教育実践、教科研等特に功績が顕著であると認められる者

なお、在職年数にこだわることなく、本県学校教育の振興発展に係る実績を重視した幅広い視野から推薦すること。

### 3 第3号関係(社会教育関係職員等)

福岡県内における社会教育関係の教育機関の専門的職員（公民館長、公民館主事、司書、学芸員等をいう。）として社会教育に従事し、施設運営、事業の企画、調査研究等に特に功績が顕著であると認められる者

なお、在職年数にこだわることなく本県社会教育の振興発展に係る実績を重視した幅広い視野から推薦すること。

### 4 第4号関係(教育行政職員、学校医等)

教育委員、教育長、教育委員会事務局職員、公立学校の事務職員若しくは技術職員、学校医、学校歯科医若しくは学校薬剤師又は学校以外の教育機関の事務職員若しくは技術職員として職務に従事し、特に功績が顕著であると認められる者

なお、在職年数にこだわることなく本県教育行政、学校保健の振興発展に係る実績を重視した幅広い視野から推薦すること。

### 5 第5号関係(社会教育、学術、文化、スポーツ関係団体職員等)

青少年団体、女性関係団体、父母教師会その他教育関係団体若しくは学術団体又は文化団体若しくは体育・スポーツ関係団体（学校体育団体に限る。）の構成員（役職員、一般団員をいう。）として職務に精励し、特に功績が顕著であると認められる者

なお、在職年数にこだわることなく、実績を重視した幅広い視野から推薦すること。

## 6 第6号関係(教育関係者、児童生徒、一般社会人、団体、学校、公民館・図書館等)

(1) 教育関係者、児童生徒、一般社会人又は団体（グループで活動を行っているもの及び企業を含む。）であって、次に掲げる条件のうちの一つに該当すると認められるもの

なお、表彰対象者として「児童生徒」及び「企業」等について、広い視野からの推薦を行うこと。

ア 教育、学術、文化又はスポーツに関する有益な研究、発明又は発見をし、特に功績が顕著であると認められるもの

イ 教育、学術、文化又はスポーツに関する全国規模以上の大会・コンクール等において特に優秀な成績を収めたもの

ウ ボランティア活動等を通し、生涯学習の振興又は青少年健全育成等に尽力し、特に功績が顕著であると認められるもの

エ 伝統文化の保存・伝承に尽力し、特に功績が顕著であると認められるもの

オ その他教育、学術、文化又はスポーツの振興に功績が顕著であると認められるもの（スポーツ分野にあつては学校体育団体及びその構成員に限る。）

(2) 公立学校であつて、地域の実態や今日的教育課題等に対応した教育計画の下に、主体的で創造的な教育活動に取り組む等特色ある学校づくりを推進し、特に功績が顕著であると認められるもの

なお、おおむね次に掲げる条件を具備すると認められること。

ア 子どもたちが、学校生活を生き生きと過ごす楽しい場となっていること。

イ 施設、設備及び環境がよく整備され、かつ、それが子どもたちに活用されていること。

ウ 家庭及び地域社会と緊密に連携していること。

(3) 公民館、図書館（社会教育法、図書館法等に基づき設置されたもの。）等であつて、地域の人々のために寄与し、特に功績が顕著であると認められるもの

なお、おおむね次に掲げる条件を具備すると認められること。

ア 事務を十分処理する職員組織をもち、地域の実情に即し、その内容、方法に工夫が見られること。

イ 地域の人々の要望を満たすに足る建物を有し、かつ、多様な活動ができる施設内容、設備を備えていること。

ウ 地域の人々のために開放され、常時有効に利用されていること。

## 7 第7号関係(その他)

前各号に掲げるもののほか、教育上の模範となるべき行為により本県教育の振興に寄与したと認められるもの